

(別紙)

表1 施設の概要

	神戸環境クリエート株式会社
設置場所	兵庫県神戸市
施設形式	ロータリーキルンストーカ炉
燃焼ガス温度	850℃以上
燃焼ガスの滞留時間	2秒以上
排ガス処理方式	乾式処理 (消石灰及び粉末活性炭の2段バグフィルタ前吹込み)

表2 試験試料の種類、量及びPCB濃度

種類	試料量	PCB濃度 ^{※1}
微量PCB汚染絶縁油(炉内噴霧)	約1.7キロリットル	8.1mg/kg
廃アルカリ(炉内噴霧)	約0.6キロリットル	670mg/kg
低濃度PCB含有汚染物等(容器投入)	約2.2トン	3,100mg/kg ^{※2}
防護具等	約0.8トン	2,100mg/kg ^{※2}
廃プラスチック類	約0.4トン	8,800mg/kg ^{※2}
木くず、紙くず	約0.1トン	6,300mg/kg
ウエス	約0.1トン	4,800mg/kg
廃活性炭	約0.3トン	450mg/kg
廃アルカリ	約0.5トン	670mg/kg

※1 PCB濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定した。

※2 加重平均濃度

表3 大気中のPCB及びダイオキシン類の濃度

種 類		分析値	基準値等
施設敷地境界	PCB	通常運転時	0.0000030~0.0000035 mg/m ³
		本試験時	0.0000011~0.000022 mg/m ³
施設周辺	PCB	通常運転時	0.00000052 mg/m ³
		本試験時	0.00000043~0.0000065 mg/m ³
	ダイオキシン類	通常運転時	0.014 pg-TEQ/m ³
		本試験時	0.0079~0.0091 pg-TEQ/m ³

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める環境大気中のPCBの濃度
- ※2 ダイオキシン類による大気汚染、水質汚濁(水底の底質汚染を含む。)及び土壌汚染に係る環境基準について(平成11年環境庁告示第68号)で定める基準値

表4 排ガス中のPCB及びダイオキシン類の濃度等

種 類		分析値	基準値等
排ガス濃度	PCB	通常運転時	0.000013 mg/m ³ N
		本試験時	0.00013~0.00016 mg/m ³ N
	ダイオキシン類	通常運転時	0.043 ng-TEQ/m ³ N
		本試験時	0.0085~0.018 ng-TEQ/m ³ N

(PCB及びダイオキシン類の濃度は高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計で測定)

- ※1 「PCB等を焼却処分する場合における排ガス中のPCBの暫定排出許容限界について」(昭和47年環大企第141号)で定める燃焼排ガス中に含まれるPCBの量
- ※2 廃棄物処理法施行規則別表第2に掲げる基準(申請書に記載の達成することとした数値が当該基準値より厳しい場合は当該数値)

表5 焼却処理後の燃え殻及びばいじんの分析結果

種類	項目	分析値	基準値等
燃え殻	PCB	< 0.0003 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}
	ダイキソ類	0.82~1.0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}
ばいじん	PCB	< 0.0003 mg/L	0.003 mg/L ^{※1}
	ダイキソ類	0.34~0.41 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g ^{※2}

※1 廃PCB又はPCB汚染物を処分するために処理したものが、特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号ハに規定するPCB処理物）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。

※2 ばいじん又は燃え殻が特別管理産業廃棄物（廃棄物処理法施行令第2条の4第1項第5号チ（3）に規定するばいじん又は燃え殻）に該当しないことを判定するための基準値を記載した。